

平成 30 年 10 月 17 日

市内就労移行支援事業所 管理者 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課担当課長

## 就労定着支援体制加算の廃止について

日頃から、本市障害福祉施策に御尽力いただきありがとうございます。

さて、平成 30 年度制度改正等により就労定着支援が新たに創設されたことに伴い、就労定着支援体制加算については廃止の決定がなされておりましたが、平成 29 年度までに開設された就労移行支援事業所において一定の実績のある事業所については、新サービスである就労定着支援の利用者への説明等や新たな支給決定事務を考慮し、平成 30 年 9 月 30 日までは、就労定着支援サービス費の算定に代えて、就労定着支援体制加算の算定が可能となっております。

この度、標記加算については 9 月末をもって、廃止となりましたので、請求事務の際は御留意くださいますよう、よろしく願いいたします。

## 就労定着支援体制加算に係る変更点

平成 30 年 4 月～9 月	平成 30 年 10 月～
一般就労への移行後、6 か月以上、12 か月以上又は 24 か月雇用されている者又は雇用されていた者が <u>前年度において</u> 利用定員の一定割合である場合に算定可（平成 30 年 9 月サービス提供分まで）。	廃止

事業者指定担当

電話 044 (200) 2927

F A X 044 (200) 3932